

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、投資家の皆様に「誠実」な金融サービスをご提供し、常にお客様の立場で物事を考え、お客様に「驚きと感動」を感じて頂けるようなサービスをご提供する事を目指しております。

当社は、2020年10月1日をもって持株会社体制に移行しました。

持株会社体制への移行は、新規事業の創出や事業の多角化を進めるうえで、事業提携、M & A等の手段を活用しやすくするだけでなく、事業会社への一定の権限委譲による意思決定の迅速化、リスク管理の最適化など、当社グループの成長の基盤となる重要な施策であると考えております。

同時に当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するように諸制度を整備し、透明性のある公正な経営が行われるように体制整備を推進してまいります。

また、全ての利害関係者を視野に入れ、役職員が常に高い倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行することが必要不可欠であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-4. 議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳】

当社は、機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境の提供は必要であると認識しております。なお、提出日現在においては、インターネットによる議決権行使（QRコードを読み取る「スマート行使」）を導入しておりますが、当社株主における機関投資家、海外投資家の比率が低いことから議決権電子行使プラットフォームは採用しておりません。

また、当社株主における海外投資家の比率が低いことから、株主総会招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後、株主・投資家のご意見・ご要望ならびに株主構成等を勘案し検討してまいります。

【補充原則 3-1-2. 英語での情報開示・提供】

当社は、英語版のウェブサイトを開設し、英語での決算情報等の情報提供に努めておりますが、当社株主における海外投資家の比率が低いことから、株主総会招集通知等の英文での開示は実施しておりません。

今後は、海外投資家の比率に留意しつつ、株主・投資家のご意見・ご要望等を勘案して英語での情報開示についても検討してまいります。

【補充原則 3-1-3. サステナビリティの取組み】

当社は、サステナビリティへの取組みとして、子会社であるINV ヴァスト証券株式会社とともに社会貢献ポイントプログラム「INV ヴァスト・ミッション・プロジェクト」を推進し、INV ヴァスト証券株式会社のウェブサイトの開示しております。

なお、当社は、人的資本や知的財産への投資等については情報を開示・提供をしておりません。今後は、当社につきましても当該プロジェクトの積極的な情報開示・提供及び当社の経営戦略・経営課題との整合性を勘案し、人的資本や知的財産への投資についても情報開示・提供を検討してまいります。

【補充原則 4-1-2. 中長期経営計画の実現への努力と未達時対応】

当社は、「中期経営計画」を策定し、随時その進捗状況を確認しており、目標達成に向けて取り組んでおりますが、当社グループの主力サービスである外国為替証拠金取引は、外国為替市場や株式市場等の市況、その他国内外の経済環境等に大きく左右される傾向にあり、中期見通しが困難であることや新規事業等において事業展開等に支障をきたす恐れがあることから中期経営計画は開示しておりません。

なお、「中期経営計画」については必要に応じて見直す方針としており、「中期経営計画」の更新の際の開示については検討してまいります。

【補充原則 4-1-3. 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社取締役会は、現在、代表取締役の後継者計画について、策定・運用及び具体的な監督は実施しておりません。また、社歴や代表取締役の年齢等を踏まえ、喫緊の課題として後継者の育成計画について取締役会での具体的な議論は実施しておりませんが、今後、その具体的なあり方について検討してまいります。

【補充原則 4-3-3. CEO等の選解任手続き】

当社取締役会は、CEOの解任に際しては、資質、経営能力、重大な不祥事の有無などを総合的に勘案のうえ、職務の遂行に問題があると判断した際は、客観性や透明性を確保するため、独立社外取締役を含む監査等委員会にて事前に審議を行い、同委員会の審議内容を踏まえ、取締役会で決定することとしております。

【補充原則 4-10-1. 任意の諮問委員会の設置による指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、監査等委員会設置会社で、独立社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、取締役の指名・報酬について、社外取締役の助言・提言を踏まえるなど、公正かつ透明性の高い手続きに則って実施しており、取締役会等における独立社外取締役の役割は有効に機能していると考えております。

現段階では、独立した指名・報酬委員会の設置は必要ないものと考えておりますが、今後、事業規模や事業展開等も踏まえ、必要に応じて独立した指名・報酬委員会の設置について検討してまいります。

【原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、取締役6名(うち、社外監査等委員2名(社外監査等委員はともに独立社外取締役に1名は女性)を含む)で構成されており、取締役会全体としての役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力のバランス、多様性は確保されていると考えております。また、社外監査等委員(独立社外取締役)は、企業経営者、公認会計士として豊富な経験と幅広い知識や高い見識を有している者を選任しており、経営の監督や監視機能は十分に機能していると認識しております。なお、取締役会の実効性に関する分析・評価については実施しておりませんが、今後、検討してまいります。

【補充原則 4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

当社取締役会は、独立社外取締役をはじめとする取締役・監査等委員は活発な質疑、意見交換を実施しております。また、取締役・監査等委員からの意見・要望を取締役会の運営に反映しており、取締役会全体の実効性の評価や分析は実施しておりません。

今後は、取締役会の運営に関して適時の見直しを実施していくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価の実施とその結果の概要の開示について検討してまいります。

【原則 5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、【補充原則4-1-2】に記載のとおり、「中期経営計画」は策定しておりますが、当社グループの主力サービスである外国為替証拠金取引は、外国為替市場や株式市場等の市況、その他国内外の経済環境等に大きく左右される傾向にあり、中期見通しが困難であることや新規事業等において事業展開等に支障をきたす恐れがあることから中期経営計画は開示を実施しておりません。従って、収益力・資本効率等に関する目標の開示も実施しておりませんが、「中期経営計画」を見直した際は今後、開示について検討を実施してまいります。

【補充原則 5-2-1. 事業ポートフォリオに関する開示】

当社では、事業内容や経営戦略、経営方針等について有価証券報告書に記載しております。しかしながら、【原則5-2】に記載のとおり、「中期経営計画」は策定しておりますが、開示は実施しておりません。従って、事業ポートフォリオの基本方針等についても開示・説明は実施しておりません。現在、当社グループの主力サービスである外国為替証拠金取引市場の将来性や経営環境等を慎重に見極めながら、今後の経営方針や事業ポートフォリオの見直し等について取締役会で協議・検討を重ねております。当社としての経営戦略、経営方針等を明確に示せるタイミングで、中期経営計画の開示についても協議・検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、提出日現在において、政策保有株式を保有しておりません。

なお、今後、当社が政策保有株式を保有することとなった場合には、以下のとおり、対応してまいります。

< 1. 政策保有株式に関する方針 >

当社は、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式については、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

< 2. 保有の適否の検証 >

当社は、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式を保有する場合には、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証を行うこととしております。

< 3. 政策保有株式に係る議決権行使 >

政策保有株式の議決権の行使については、取引先とのコミュニケーションの重要な手段の一つであると認識しております。そのため、議決権行使にあたっては、株式保有率の高い会社に対する議決権行使については取締役会、株式保有率の低い会社に対する議決権行使については経営会議や主管部署が当社と取引先との中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて判断し、適切に行うこととしております。

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役その他の関連当事者との利益相反取引については、取締役会の事前承認を得ることとし、取引実施後は、取締役会への報告を行うことを当社「取締役会規程」に定めております。

また、関連当事者との取引を把握するために、経営陣に対し毎年関連当事者取引に関するアンケート調査を実施しており、取引の合理性や手続きの適正性を検証しております。

【補充原則 2-4-1. 多様性の確保について考え方と目標、人材育成方針と社内環境整備方針の実施状況】

当社は、従業員は当社の成長を支える重要な存在であるとの認識に立ち、女性・外国人等の多様な人材が仕事と家庭を両立し、最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでおります。

女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等については、年齢、性別、社歴等では区分せず、意欲と能力のある従業員が平等に機会を得られるよう環境を整備しております。なお、当社は新卒採用を行っていないため、従業員は中途採用者のみとなっております。

一方、当社は純粋持株会社であり、少数での運営を行っております。

そのため、管理職は取締役または取締役と一体的な立場と評価ができる者と定義していることから、目標とする管理職の構成割合や人数を定めておりませんが、業務を指揮する者および専門職を準管理職として位置づけており、準管理職に占める女性労働者の比率は、30%以上を維持することを目標としております。

2023年3月末時点における従業員に占める女性の比率は42.9%(単体ベース、以下同じ)ですが、女性の管理職は0%、準管理職は66.7%となっております。

外国人につきましては、2023年3月末時点における従業員に占める外国人の比率は17.6%、外国人の管理職は0%、準管理職は16.7%となっております。

今後につきましても、従業員が最大限に能力を発揮できる職場環境の整備に努め、意欲と適正のある従業員を育成し、能力のある人材を管理職に登用することで、女性・外国人中途採用者等の管理職への登用を現状より増加させることを目指してまいります。

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、現在企業年金の積立金の運用を実施しておりません。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

()経営理念や経営戦略、経営計画を当社ウェブサイト、決算説明資料にて開示しておりますので、ご参照ください。

() 本報告書 1. 基本的な考え方を記載しておりますので、ご参照ください。

() 本報告書 1. 取締役報酬関係を記載しておりますので、ご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うにあたっての方針については、下記(1)から(4)を総合的に判断したうえで、取締役会にて決議しております。

(1) 取締役の指名について

当社の企業理念、経営指針に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待できる人物であること、法令及び企業倫理に徹する見解を有すること等を総合的に判断し指名しております。

(2) 監査等委員の指名について

高い見識、経験に基づき、当社の経営に対して適切な助言を行えること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献することができる人物であること等を総合的に判断し指名しております。

(3) 社外取締役の指名について

社外取締役は、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準を基に、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる独立性が確保できること、高い見識、経験に基づき、当社の経営に対して客観的かつ適切な意見を述べることを定めること等を総合的に判断し指名しております。

(4) 取締役・監査等委員の解任について

取締役・監査等委員は、不正または重大な法令・定款違反等があった場合には、取締役会で審議のうえ、解任の議案として、株主総会で決議することとしております。

() 取締役候補者(監査等委員である取締役を含む)について、株主総会参考書類において経歴その他の事項を開示し、これと合わせてそれぞれの推薦の理由を開示しております。

【補充原則 3-1-3. サステナビリティについての取組み】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則 4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社取締役会は、当社「取締役会規程」において、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「業務分掌・職務権限規程」を定め、経営陣幹部が執行できる範囲を明確にしており、組織変更に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。

【原則 4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、株式会社東京証券取引所が定める基準を当社の基準として定め、一般株主と利益相反が生じる恐れのない人物であること、並びに企業戦略及びガバナンスに関し、外部の視点から経営に意見できる立場にあり、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等において、経営のチェック機能としての役割を果たせる人物として独立社外取締役(社外監査等委員)2名を選任しております。

【補充原則 4-10-1. 独立した指名委員会・報酬委員会の設置】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則 4-11-1. 取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続き】

当社では、事業規模等を勘案し、取締役(監査等委員であるものを除く。)は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

当社取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性を確保するため、各事業や業界に精通した社内取締役と、本CG報告書 会社との関係(2)に記載のとおり、企業経営者や公認会計士の有識者から、社外取締役を選任しております。

取締役の選任の際は、各部門を担当する業務執行取締役や社外取締役が候補者を推薦し、取締役会での決議を得て、株主総会決議により選任することとしております。

当社では、提出日現在において、社内取締役・社外取締役(監査等委員)の知識、経験、能力等を一覧化したスキルマトリックスを作成し、当社社内取締役・社外監査役として必要なスキルを特定したうえで、取締役の能力等を一覧化し、当社ウェブサイトにて開示しております。

【補充原則 4-11-2. 社外取締役・社外監査役の兼任状況の毎年開示】

当社は、社外取締役・社外監査等委員を含むすべての当社取締役・監査等委員は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向けるべきであると考えております。

こうした観点から、取締役・監査等委員が他の上場会社役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきと考えており、その兼任数は最大4社までを目安としております。

なお、取締役・監査等委員の他の上場会社を含む重要な兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則 4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任の取締役・監査等委員が自らの役割を十分に果たすべく、必要な知識習得と役割・責務の理解を深めるための機会として、弁護士等の外部専門家による社内研修や定期的な勉強会等に参加できるようにしております。さらに、社外取締役(監査等委員を含む)に対しては、経営戦略や事業の内容の理解を深めるため、適宜、当社の事業・課題等に関する説明等を実施しております。

【補充原則 4-11-3. 取締役会の実効性評価】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主との対話は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、IR担当部署として、総合企画部を設置し、外部からの問い合わせの他、株主との面談について対応しております。また、当社は、決算説明資料、適時開示資料の開示を行うことで株主との建設的な対話の促進に努めております。

なお、当社ウェブサイトにて有価証券報告書、株主通信(年次報告書)、決算短信、決算説明資料、四半期報告書を掲載しております。

(「IR情報」: <https://www.inv.inc/ir>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社TKC	3,136,100	53.36
光陽株式会社	443,800	7.55
市村 洋文	200,000	3.40
川路 猛	179,950	3.06
川路 洋子	176,400	3.00
EH株式会社	107,200	1.82
森井 利幸	80,000	1.36
安藤 まこと	61,700	1.04
淡輪 敬三	59,700	1.01
野村證券株式会社	39,400	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	合同会社TKC(当社社長、川路猛の資産管理会社)
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との重要な取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件とすることを基本とし、取締役会において取引内容および取引の妥当性について審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社および上場子会社を有しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
淡輪 敬三	他の会社の出身者											
安藤 まこと	公認会計士											

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
淡輪 敬三	○	○	—	淡輪敬三氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をお願いしたく、社外取締役として選任いたしました。 当社と淡輪敬三氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
安藤 まこと	○	○	—	安藤まこと氏は、公認会計士として高い見識を有しており、その専門的な知識・経験等をもって、当社の業務執行に対する助言・提言をお願いしたく、社外取締役として選任いたしました。 当社と安藤まこと氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部において補助するものとし、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないものとしております。
また、監査等委員会は、内部監査部の従業員の異動・考課に関する意見を述べるができることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、代表取締役と適宜情報交換、意見交換を行うほか、会計監査人、内部監査部とも適宜情報交換、意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
当社の内部監査は、内部監査部が中心となり、定期的に実施いたします。
内部監査結果は、代表取締役および監査等委員会に報告を行うとともに、不備事項が発見された場合は、該当部署に改善を指示し、適宜、改善状況の報告を求めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループが中長期的に業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、より一層、貢献意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役を付与対象者とした無償の新株予約権を発行しているほか、当社および子会社の取締役を付与対象者とした有償の新株予約権を発行しております。

なお、有償の新株予約権は、引き受ける者に対して公正価格にて発行しており、付与対象者に対する報酬としてではなく、個別の投資判断に基づき引受けが行われているものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社および子会社の取締役を範囲としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2023年3月期の取締役報酬等の支払等は、下記のとおりとなっております。

- < 役員の報酬等 >
- ・取締役(監査等委員を除く) 4名
総額 120百万円 (基本報酬:100百万円、業績連動報酬等:20百万円)
 - ・取締役(監査等委員) 3名
総額 24百万円 (基本報酬:24百万円、業績連動報酬等:―百万円)
(うち社外取締役 2名)
(総額 11百万円 (基本報酬:11百万円、業績連動報酬等:―百万円))

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・決定方針の決定方法
当社の取締役会は、2022年4月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針(以下、「決定方針」といいます。)を決議しております。

- ・決定方針の内容の概要

< 報酬の構成 >
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、職務専念の安定のために必要な固定報酬を基本報酬として設定した上で、業績との連動性を高めるため、毎月固定的に支給する報酬(月額固定報酬)と、各事業年度の業績および個人評価に連動する報酬等の臨時報酬で構成するものとしております。
ただし、社外取締役の報酬は固定報酬のみといたします。当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成するものとします。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定いたします。

< 基本報酬 >
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責、会社業績への貢献度等に見合った報酬水準とするほか、会社の持続的な成長や企業価値の向上に資する人材の確保等を総合的に判断して決定するものとしております。

< 臨時報酬 >
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績連動報酬の要素を含む臨時報酬は、各取締役の「月額固定報酬×12ヶ月×20%」をベース金額とし、全社業績および個人評価の結果に基づいて決定される加減率を乗じて算出するものとしております(全社業績、個人評価によりそれぞれ 20%～+20%の範囲内でベース金額からの加減率を設定しております)。
臨時報酬のうち、全社業績に連動する部分(業績連動報酬)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益もしくは税金等調整前当期純利益のいずれか低い方の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額)を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。
目標となる業績指標とその値は、経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。
業績連動報酬は、当社グループの業績および各取締役の成果に応じ、標準支給額(月額固定報酬×12ヶ月×20%)に対し、0%～300%の範囲で支給額が変動いたします。これにより、各取締役の総報酬に占める業績連動報酬の比率は、0%から37.5%の範囲で変動いたします。

当事業年度における業績指標の実績は、連結経常利益が3億81百万円、税金等調整前当期純利益が3億78百万円となったことから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬の加減率を0%（標準支給額）としております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役2名は、毎月開催される取締役会および監査等委員会に出席することとなっております。取締役会の事務局は総合企画部、監査等委員会の事務局は内部監査部となっており、取締役会および監査等委員会の会日3日前までに議案および参考資料等の情報提供を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

【取締役会】
経営上の意思決定機関として、原則月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。法令および定款に定められた事項、ならびに重要な業務に関する事項を決議し、職務執行状況を監督いたします。

【経営会議】
常勤取締役で構成され、経営計画、予算、その他経営全般に関する基本方針等の協議を行っております。原則として毎週1回開催しております。

【監査等委員会】
常勤監査等委員1名および非常勤監査等委員である社外取締役2名で構成され、各監査等委員は監査方針、監査計画等に従い、取締役等からの業務執行の聴取、重要な書類の閲覧、業務および財産の状況の調査等により取締役会の意思決定の過程および取締役の職務執行状況を監査いたします。
また、内部監査部門や会計監査人との連携により監査を一層充実させるとともに、コンプライアンスや業務管理体制等の状況についてのモニタリングを行い、取締役会に報告・意見具申することにより経営監督機能の強化を図っております。

【会計監査人】
当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

【内部監査】
当社の内部監査については、会計監査人による法定監査のほか、内部監査部を中心とした内部監査部門が定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は、代表取締役および監査等委員会に報告を行うとともに、不備事項が発見された場合は、該当部署に改善を指示し、適宜、改善状況の報告を求めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として監査等委員会設置会社を選択しております。
これは、自ら業務執行しない社外取締役を複数置くことにより、業務執行と監督の分離を図り、社外取締役が監査を担うとともに、経営者選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たすことを意図する制度であり、取締役会の監督機能の充実を目的としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限（2週間）の数日前に発送できるよう努めております。また、招集通知発送前にT Dnetならびに当社ホームページにて早期開示いたします。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン、携帯電話を利用したインターネットによる議決権行使を採用しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無

IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部が担当部署となっております。

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ディスクロージャー規程」において、適切な情報開示について規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを以下のとおり整備しております。

(1) 取締役の職務執行の法令および定款への適合性を確保するための体制

当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、月1回の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告し、当社の取締役の職務および子会社の業務の執行を監督しております。

各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行状況を監査しております。

当社は、コンプライアンスについての基本方針を定め、全取締役はコンプライアンスが企業活動の前提であることを確認することとしております。

当社は、コンプライアンス体制の確立のため、コンプライアンスについての基本方針に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員が実践すべき行動規範を示し、その徹底を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要な意思決定および報告に関する情報を管理するため、「文書保存基準」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、10年間保存することとしております。

取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、法令と良識に従い誠実に職務を遂行するよう努めております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本方針」に基づき、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理することともに、事業子会社の代表取締役を通じて、事業の特性にあったリスク管理体制の構築を推進しております。

また、リスク管理に関する重要事項の審議については、取締役会がその権限を経営会議に委譲し、報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的な対応が可能な体制としております。

なお、内部監査部門は、部門、事業子会社ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤取締役で構成される経営会議を設置し、経営計画、予算、重要事項、その他経営全般に関する基本方針等について取締役会への付議に先立って協議を行うほか、取締役会の決定に基づく業務の執行および子会社の業務執行状況の管理を行うこととしております。

また、取締役会の決定に基づいて、業務の執行(事業子会社の業務の執行を含む。)に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図ることとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスについての基本方針および行動規範を定め、繰り返しその精神を全従業員に伝えることにより、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底させております。

内部監査部門は、内部監査によりコンプライアンス上の問題の有無の調査を行っております。

また、当社は、「内部通報制度運用規程」に基づき、社内の不正・違反行為に関する「通報相談窓口」を設置し、通報内容の調査を行い、適切な措置をとることとしております。

(6) 会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、経営会議において、子会社の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、「経営管理規程」に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法をルール化するほか、子会社が一定の重要事項について行おうとする時は、事前に当社に報告を行い、承認を得なければならないこととしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営管理については、子会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、子会社の経営情報およびリスク情報を把握することとしております。また、当社は子会社の管理部門を定めており、管理部門は、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかにその内容および当社に対する影響等を、取締役会・経営会議等に報告する体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営を行うために、子会社を含めた企業集団としての中期および年度経営計画等を定め、その共有を図り推進します。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、原則として、当社取締役または執行役員が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制をとっております。

また、当社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社および当社の子会社の全役員、従業員が準拠すべき行動規範を定め周知徹底を図っております。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人の取締役(当該取締役および監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務は、内部監査部門において補助するものとし、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないものとしております。
また、監査等委員会は、内部監査部門の従業員の異動・考課に関する意見を述べるができることとしております。
- (8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
代表取締役および業務執行取締役は、次に該当する事項を監査等委員会に報告しなければならないこととしております。
重大な法令・定款違反、 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、 毎月の経営状況として重要な事項、 内部監査部門が実施した監査結果、 リスク管理の状況、 内部通報制度に基づき通報された内容、 その他コンプライアンス上重要な事項
また、子会社の取締役等および従業員ならびに当社の従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとしております。
なお、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けることがないよう、その旨を周知徹底いたします。
- (9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。
- (10)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催することとしております。
- (11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性と適正性を重視し、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、適正な財務情報の開示および透明かつ健全な企業経営を実践してまいります。
- (12)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は、「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断いたします。

その他

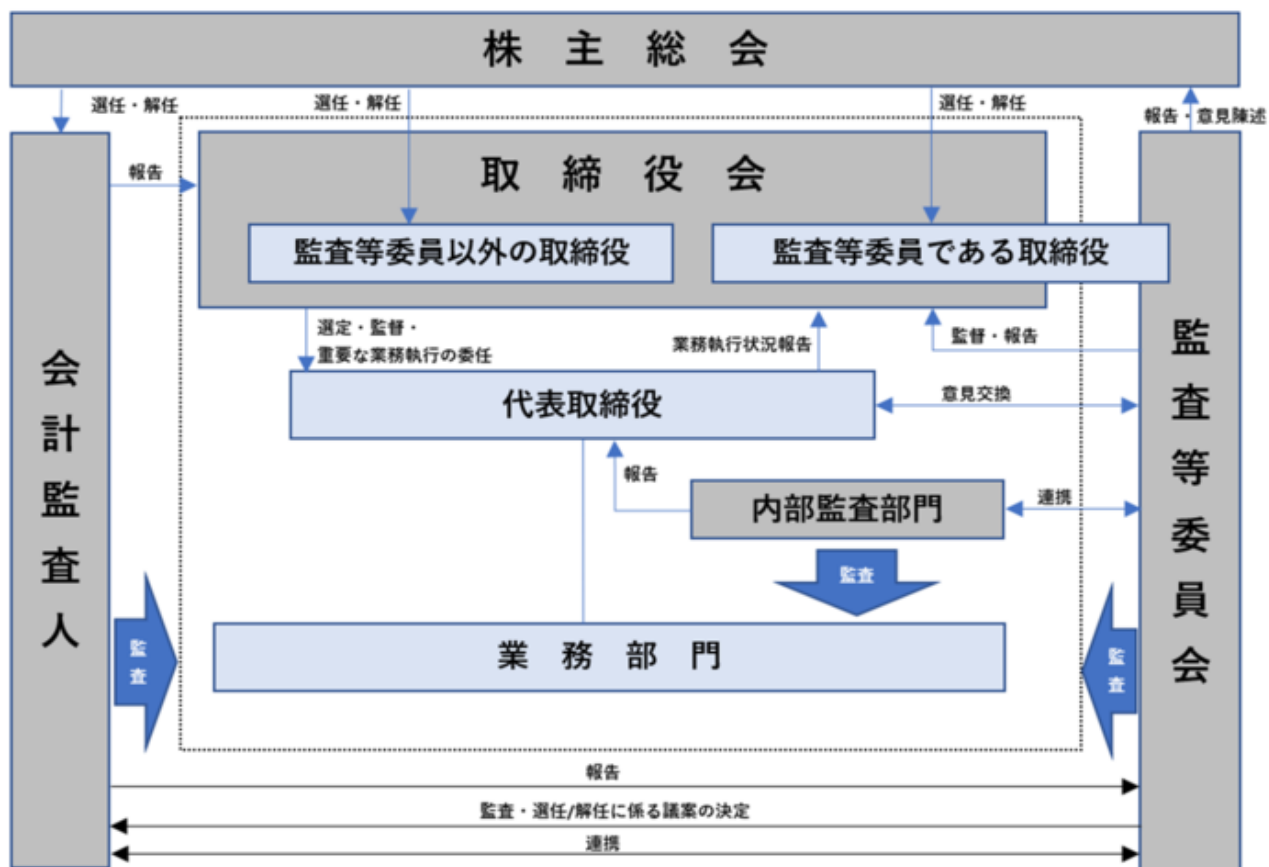
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

